那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の中小企業者の販路拡大及び自立的発展の促進を図り、もって本市の産業振興に資するため、当該中小企業者が見本市等に出展するための経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（平成１３年那珂町規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者　中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成１９年法律第３９号）第２条に規定するものをいう。

（２）見本市等　取引先又は事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保及び拡大を目的に自社製品、開発技術等を紹介する見本市、展示会等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　主として小売を目的としたもの

　　　イ　関係者以外に公開されていないもの

　　　ウ　個別の営業活動と見なされるもの

　　　エ　その他市長が不適当と認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、引き続き１年以上市内に事業所を有し、事業を営み、並びに市税等を完納している中小企業者であって、次条に規定する事業を進めるに当たり那珂市企業支援コーディネーターの助言、指導等を受けることができるものとする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が見本市等へ出展する事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち次に掲げる経費とする。

（１）出展料

（２）会場設営費

（３）運搬費

（４）資料作成費等

２　前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体等から経費に対し補助金その他

これに類する助成金等を受ける場合においては、当該経費は、補助対象経費とし

ない。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の総額の２分の１以内の額であって、５万円を上限とする。

２　前項の規定により算定した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、

これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）中小企業者販路拡大事業実施計画及び収支予算（様式第２号）

（２）事業所の所在地がわかるもの（登記事項証明書又は住民票の写し若しくは事業所等が所在する建物に係る賃貸借契約書をいう。）

（３）見本市等の概要が分かる資料

（４）その他市長が必要とする書類

２　前項の規定による申請は、当該申請者につき一の年度内において、１回限りとする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付又は不交付を決定したときは、那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認）

第９条　申請者は、収支予算額等に変更が生じ、前条により決定した補助金交付決定額に変更が生じる場合、又は出展を取りやめる場合は、遅滞なく那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金変更申請書（様式第４号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する変更申請書の提出を受け、その承認をするときは、那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金変更承認決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第１０条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は当該補助対象事業が完了したときは、事業完了後速やかに那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金成果書（様式第７号）

（２）那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金収支決算（様式第８号）

（３）補助対象経費の支払等を証明する書類の写し

（４）その他市長が必要とする書類

（補助金の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の

　適否を審査し、適当と認めるときは、交付額を確定し、那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金確定通知書（様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、那珂市中小企業者販路拡大事業費補助金交付請求書（様式第１０号）により、市長に請求するものとする。

（追跡調査への協力）

第１３条　この要綱の規定による補助金の効果等を検証するため、補助事業者は、

実績及び成果に関する調査に協力するものとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、公布の日から施行する。